**（様式C）放射性同位元素等取扱業務の従事等に係る承諾書及び学外者登録同意事項**

放射性同位元素等取扱業務の従事等に係る同意事項及び承諾書(1/2)

アイソトープ総合センター長　殿

学外者登録同意事項に同意し、下記の者が北海道大学アイソトープ総合センターにおいて

放射性同位元素等取扱業務に従事することを承諾します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **氏名** | **所属** | **電話** | **e-mail** |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

\*放射性同位元素等取扱業務従事者として登録するためには、本承諾書の他にアイソトープ総合センター放射線業務従事者登録申請書が必要です。

放射性同位元素等取扱業務の従事等に係る同意事項及び承諾書(2/2)

北海道大学以外の大学又は研究機関もしくは企業等（以下、「他大学等」という。）に属する研究者等（以下、「学外者」という。）が、アイソトープ総合センター（以下、「センター」という。）で放射性同位元素等取扱業務従事者（以下、「従事者」という。）として登録しようとする場合、学外者及び学外者が所属する組織の長は、以下の事項に関し同意するものとする。

1．放射性同位元素等の取扱いは、北海道大学放射線障害予防規程、及びアイソトープ総合センター放射線障害予防規程及び利用マニュアルに従う。

2．放射性同位元素等の規制に関する法律、電離放射線障害防止規則、北海道大学放射線障害予防規程、及びセンター放射線障害規程で定められた従事者としての管理責任は学外者が所属する組織の長が負う。

3．電離放射線障害防止規則の定めるところにより、学外者へ健康診断を受診させる義務は学外者が所属する事業者が負う。

4．学外者が所属先で受講した教育訓練の結果、受診した健康診断の結果、及び被ばくに関する記録は、その都度センター管理室へ提出する。

5．電離放射線障害防止規則の定めるところにより、個人線量計（ガラスバッジ）の契約・管理、月毎の被ばく記録の配布、並びに３月毎の被ばく線量測定・算定記録の配布は学外者が所属する組織の長が行う。

6．従事者としての管理に必要な学外者の個人情報（氏名、所属、生年月日、性別、並びに健康診断、教育訓練、放射線被ばく線量測定・算定等）は、センターで記録、管理する。ただし、本情報は目的以外には使用しない。

7．学外者がセンターで放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、学外者が所属する組織の長は、センター長と協議の上、医師による診断、必要な保健指導その他の適切な措置を講ずる。

8．上記の他、センターの利用に係る事項は、主任者及び管理室員の指示に従う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大学、機関等の名称： |  | |
| 部署等： |  | |
| 部署等の長　職位等： |  | |
| 氏　名： |  | 印 |
| 電　話： |  | |
| e-mail： |  | |